

岩手県告示第581号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年7月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社平中塗装工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市新田町8番13号
    - ウ 代表者の氏名 平中勉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第3203号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年6月30日付けで塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年7月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社伊藤管工設備
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東山二丁目14番5号
    - ウ 代表者の氏名 伊藤征雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6244号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年7月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 東北極東機械株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田南三丁目14番53号
    - ウ 代表者の氏名 上村理
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8681号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月14日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年7月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社前田畳店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市天昌寺町9番16号
    - ウ 代表者の氏名 前田朝雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10147号
  - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月7日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成26年7月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社中央企画

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東宮野目11地割78番地1

ウ 代表者の氏名 藤原正克

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第40111号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年7月16日付けで建築工事業、大工工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成26年7月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社N T T東日本-岩手

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通一丁目2番2号

ウ 代表者の氏名 加藤正幸

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-23)第20210号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年7月16日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。